

廣東における商人團體の再編について

——廣州市商會を中心として——

陳 來 幸

一 廣州市商會の成立まで

- 1 廣州商務總會（廣州總商會）
- 2 廣州市市商會と廣州市商民協會
- 3 商民運動の二つの展開
- 4 商人團體の整理と廣州市商會の成立
- 二 一九二九年商會法以降の華南の商會
 - 1 廣州市商會と國民政府
 - 2 華南の商會・總商會と中華總商會
 - 3 國民政府下の「革命的商民」

おわり

本稿の主な目的は廣東省を中心とする華南の商會の生成と發展を跡附けるとともに、國民黨及び國民政府と商會との關係を明らかにすることにある。

近年の商會研究は對象が廣域化し、テーマの選定、史料利用の方法のいずれにおいても格段の進化をみせている。⁽¹⁾ しかしながら、對象とする時代は清末から民國初期に偏重し、國民革命以後の研究が少なく、「御用商會」として片附ける定

説から離れ、具體的に國民政府における商會の役割に言及したものは更に少ない。本稿では第一に、廣州國民政府に始まる黨國（以黨治國）體制下の國民黨政府と商會との關係を解明することに重點を置き、一九二九年に公布された國民政府の商會法によつて定着したそれ以降の商會の特質について素描を試みたい。

中國における國內各地の商會は、同じ商會法に規定された社會組織でありながら、地域ごとに特色を持つ。⁽³⁾ 本論では、海外の華僑社會と密接な關係を持つ華南地域の商會を對象とし、その地域的特色を描出することを第二の目的とする。そこから導き出される、中國の商會制度に内包された海外ネットワークの機能、つまり國內の商會と國外の中華總商會との關係についても具體例を通してみてゆきたい。

華南の商會のうち、とくに廣州總商會を取り上げるのは、いうまでもなく廣州が國民黨によつて初めて政權が樹立された地で、一九二四年の商團事件がもたらした禍根が、その後の國民黨と商人團體との關係を規定すると考えるからである。清末民國初期における廣州の商人組織と商團については邱捷氏等の一連の研究があり、一九二四年の商團事件についても多くの先行研究がある。⁽⁵⁾ が、こと廣州總商會そのものに關する專論はない。管見の限り商會の一次史料がまとまつて残っているわけではなく、三〇年代以降の商會檔案が一部廣州市檔案館に残存する程度である。本稿ではこの商會檔案ほか、第二歴史檔案館の廣州國民政府檔案、國民黨黨史委員會の政治會議檔案と五部檔案、及びその他の周邊史料を使い、當時の商會、とくに商會と國民政府との關係がどのようなものであったのかを見極めたい。

一 廣州市商會の成立まで

1 廣州商務總會（廣州總商會）

清朝末期、商會成立前夜の廣州には三つの重要な社會組織が成立していた。⁽⁷⁾ ひとつは、城の濠の改修と維持管理を目的

に西關の紳士何太清等と十三行出身の四大富豪が組織した清濠公所（一八一〇年設立）をルーツとする文瀾書院。書院と名がつくものの、教育機關ではなく、生員以上の資格を持つ士紳が集まる社交サークルであつた。その主要メンバーは、のちに立憲及び地方自治運動の中堅として廣東地方自治研究社を結成し、廣東諮議局に参加する。

第二の組織は、廣州の各同業公會「行（ハン）」⁽⁸⁾よつて組織された七十二行である。南北行（同德堂）、米行（永安堂）、茶行（照遠堂）、磁器行（萬勝堂）、銀業行（忠信堂）など各同業組織は廣州の行政當局に替わり税金の代理徴收を行つてゐた。相互の連帶意識が希薄で、散漫な集合體でしかなかつた各行は、一八九九年、廣州に派遣された大學士剛毅が巨額の軍費負擔を各行に強要したことを契機に、緩やかな連合體を組織した。七十二行という名稱はこれ以降定着する。⁽⁹⁾一九〇七年冬、七十二行を母體とする商人群は、西江におけるイギリスからの輯捕（警察）權奪回を企圖し、廣東戒煙會を華林寺に結成した。これが粵商自治會となり、商人を主成員とする有力な立憲團體となる。前述の廣東地方自治研究社は主張が穏やかであつたのに對し、粵商自治會は急進的な主張と行動で知られる。そして、辛亥革命後、立憲派の急先鋒團體であつた粵商自治會は一旦解散を餘儀なくされ、粵商維持公安會に生まれ變わる。

第三の組織は慈善團體としての善堂である。廣州では一八六九年から二〇世紀の初頭にかけて、前後して一五以上の善堂が設立されたが、うち九大善堂が特に有名である。⁽¹¹⁾善堂の運営を主宰したのは有力商人で、やがて商界の紛糾事件は九善堂の一つ廣濟醫院で調停されるのが習わしとなり、商家で従わない者がなく、廣濟醫院は商事公斷の場となつていった。⁽¹²⁾

一九〇五年に起こつたアメリカの華僑排斥法案に端を發する米貨ボイコット運動、⁽¹³⁾上述一九〇七年の西江輯捕權の奪回運動、さらに翌年の第二辰九事件をきっかけとする史上初の日貨ボイコット運動、そして粵漢鐵道の回收とその國有化反對運動によつて覺醒された七十二行と九大善堂の政治的リーダーシップは、清朝最末期の立憲運動、自治運動の展開へと、地域商人と知識分子をまとめてゆく求心力となつた。

さて、一九〇四年に發せられた商會簡明章程により、各地で商務總會、商務分會設立の議があがるや、廣州では緩やか

表1 廣州總商會職員表（1928年8月頃）

正會長	鄒殿邦	銀業行忠信堂		
副會長	胡頌棠	鮮魚行聯志堂		
常務會董	一〇名	歐陽明西	靴行敦和堂	彭礎立 雜木行同志堂
		鄭耀文	北江轉運行聯益堂	黃會民 五華銀行
		梅兆熙	上海綢布幫行守經堂	劉維文 廣州織造土布公會
		崔銘三	花紗行綿遠堂	傅益之 洋煤行
		馮陶侶	北江棧行慎和堂	陳德農 醬料行聯志堂
會董	四七名（一行一人）			

出所：『商業特刊』（廣東全省商會代表大會大事記、1928年9月）78—80頁。

な連合體としての七十二行がすでに存在したので、これを母體に、一九〇五年一月、廣州商務總會の準備機構が城西地區にある九大善堂の一つ、廣仁善堂で結成された。⁽¹⁵⁾ 二四條からなる創辦章程を定め、正式に新城晏行街における廣州商務總會（總理左宗蕃・協理鄭觀應）設立の申請が受理されたのは、一九〇五（光緒三十一）年五月三十一日（四月二十八日）のことであった。⁽¹⁷⁾

上述の通り、海外華僑を巻き込んだの度重なる主權奪回運動に自覺的に参加するのみならず、『廣東七十二行商報』（一九〇八年）の發行などにより、宣傳の手段をも獲得していた廣州商人層の政治的結集は、他地域を一步リードしていたといつてよい。そして、辛亥革命を経た一九一七年、廣州商務總會は新しい商會法に基づき、廣州總商會へと改稱され、總董制が會長制へと衣替えされた。

ただ、初期の頃の廣州總商會は必ずしも廣く商業界の總意を集約するしくみの上に成り立ってはいなかったようである。組織に「系統無く」、一〇〇〇元の出資で商董となる道が開かれたので、裕福な商人だけが基本金を供出することで、商家の名義で同業者を代表するとともに、名聲を欲しままにできた。このような「陋習」は他の省の商會ではあり得ないことで、かつまた「異聞」に屬することであった、とも回憶されている。⁽¹⁸⁾ 多額の基本金や會費の保管の仕方があいまいであるとか、會長の專横をチェックする機能がないなど、總じて會の運営が透明性に缺けているとして、部外者からは往々にして批判の矛先を向けられたのである。粵商自治會のリーダーシップが一方で顯著であったことから、廣州總商會の社會的影響力はさほどではなかったとし

ばしば指摘されている。

本論の主な敘述対象時期である、市商會に再改組される直前の二〇年代後半における廣州總商會の指導層は表1の通り、同業組織（堂）⁽¹⁹⁾ことの派遣代表を中心に總商會の指導層が構成されていた點を確認しておく。

2 廣州市市商會と廣州市商民協會

商團事件の前兆ともいえる廣東政府と地域商人との確執は孫文が（第二次廣東政府）大總統に就任した一九二一年から確認できる。一九二一年、孫文は廣州總商會が官民間の合作に「非協力的」で、革命の進展の「妨げ」となることを理由に、内政部長呂志伊と財政委員會委員長楊西巖に命じて廣東全省商會聯合會を設立させ、商人革命を指導させた。⁽²⁰⁾

一九二二年、當局が舖底（店舖營業）權を代價なしで取り消すことを求めたのに對し、商店主は結束して舖底集議總所を組織し、この政策を一旦白紙撤回させていた。次いで一九二三年、孫文が再度大元帥の名義の下、廣州で政權の座に復位すると、一二月に廣州市政府は廣州市權宜區域範圍を指定し、廣州市再開發方法の青寫眞を發表した。それに基づき廣州市當局が制定しようとした新しい條例「統一馬路業權案」に反對した商店街の商店主らは、再び結束して舖底維持會を組織し、翌一九二四年五月、總商會とともに新條例の反對と舖底權回收の運動を繰り上げ、ゼネストを武器に新條例を撤回させることに成功した。⁽²¹⁾もともと舖底集議總所に集まった中小商人によつて結成されたのが廣州市市商會（一九二四年正式成立）である。

廣州市市商會は正式發足直前に勃發した商團事件に際して當局側に協力して救済活動を行いつつ市面の維持に盡力し、國民黨廣州市第一區一八區分部を組織した。市商會は國民黨の黨義の宣傳に努め、總理の側に立つ地域商人團體として自認し、當局の許可を得て廣州市商事公斷處を増設し、市商會日報と市商會週刊を發行するなど、着實な活動を展開した。⁽²²⁾さて、一九二四年夏、總商會と廣東省各地縣商會の商團からなる商團軍聯防總部が軍政府による武器沒收に抗議して再

びゼネストを敢行する構えでこれと對峙し、實際に衝突事件（商團事件）にまで發展すると、中國國民黨中央執行委員會は六月に増設した實業部を一〇月二〇日に商民部へと改稱した。この年の初めに開催された第一回全國代表（二全）大會では商民運動に關する決議は無く、商民部の仕事は手探りの狀況であつたが、國民黨が手始めに廣州市商民協會の組織に着手したのは事件直後の一九二四年末から二五年初頭のことであつた。ついで中央商民部の指導のもとで中山縣に商民協會が成立したのが二五年の六―七月。その後廣東省黨部と省黨部商民部の設置が準備されると、一〇月には中國國民黨立商民運動講習所⁽²⁴⁾が開設され、二六年一月三日に第一期生二八人を送り出す⁽²⁵⁾。

そして、二六年一月に開催された國民黨第二回全國代表大會で「商民運動決議案」（一月一八日甘乃光報告⁽²⁶⁾）が採擇されて以後、商民協會設置の運動は大いにはずみがつく。三月の報告によると、廣東では六つの商民協會に五〇〇八名の商民が組織化されて⁽²⁷⁾いた。

以上の歴史的經過をおおまかに整理すると、一九二五年七月一日、廣州に國民政府が成立した時點で、廣州市内には廣州總商會、廣州市市商會、廣州市商民協會という三つの系統の商民組織が鼎立の觀を呈し、さらに國民黨寄りと自認する廣東全省商會聯合會が全省規模の要として存在し、それぞれがお互いにとんとどかわり合うことはなく、「屋上に屋を架す」様相であつた。⁽²⁸⁾

3 商民運動の二つの展開

一般的に「商民運動」とは、第一次國共合作以降國民黨中央及び省市黨部商民部による指導のもとで展開された商民協會の運動、つまり、農民運動と同様に、専門の運動員を使い、鄉鎮地域に波及させた、共產黨の影響の強い國民黨による商民協會運動⁽²⁹⁾を指す。商民協會は革命策源地の廣州で一九二四年末に初めて誕生し、ピーク時の一九二七年七月頃には少なくとも一〇省三〇万人以上の會員を組織化⁽³⁰⁾した。しかしながら、南京國民政府の成立とともに黨内の左派勢力が急激に

力を弱めたため、一九二九年以降、商民協會は既存の舊商會とともに、地區ごとに結成された商人團體整理委員會の手によって解散を餘儀なくされ、商民層は新たに組織された市商會や縣商會へと統合され、短い命を終えた。

共產黨の強い影響が見られる、國共合作下での國民黨の商民協會運動を狹義の「商民運動」とするなら、在地商人の視点から商民運動を廣く定義することもまた可能である。一九三一年の廣州市商會誕生時期以降、市商會に集まった商工業者たちは、自らの歴史を振り返り、盛んに「商民運動」という言葉を用いた。それによると、商民運動は咸豐末年までの草昧期、光緒中期から宣統末までの萌芽期、民國初頭から民國一五年までの滋長期、民國一五年以後の組織的系統的商民運動時期という四期に時期區分される⁽³¹⁾。

紆餘曲折を経たすえ、國民黨政府と商民との關係がおおよそ定まるまでの、一九二六年から一九二九年にいたるこの重要な時期に、廣東における二つの商民運動がどのような展開を見せたのか。以下に整理してみたい。

① 廣東における國民黨系商民協會の商民運動⁽³²⁾

一九二六年初めの二全大會で商民運動決議案が通過し、宋子文が商民部部長に就任し、商民協會章程（二〇章六八條）が制定されて以降、上海、北京、漢口、江蘇省、廣西省、湖南省、江西省、直隸省、四川省黨部にも商民部が設置され、國民革命の進展に隨い、各地に商民協會が組織された。商民協會運動は、一九二六年七月をもって「漸進期」から「擴大期」へとピークを迎えたとされる⁽³³⁾。同時に、海外の華僑社會もこのときすでに商民運動の動員對象となり、商民部は海外部を通じ海外の中華總商會への接觸に着手していた⁽³⁴⁾。

廣東では、廣州市商民協會と中央・省・市商民部から二名づつの準備員が派遣されて構成される全省商民協會籌備處が二六年三月一八日に成立した⁽³⁵⁾。籌備處は國民政府から準備金の提供を受け⁽³⁶⁾、舊（總商會系）商團軍總部のあった西瓜園で五月二一日に全省商民協會を結成し、五日間にわたる成立大會を開催した⁽³⁷⁾。會期中全省二四縣から一五一人の代表が出席

し、一五の案件が通過した。そこで決議されたのは、北伐への支持、國民會議早期開催の主張、農工商學兵大連合の擁護などの基本方針の確認のほか、舊商會が持つ商店開設及び倒産處理に關する諸權利の回收や、商業學校の設立、商業日報の創刊など、商民協會が着手すべき具體的な活動像であつた。⁽³⁸⁾ また、期間中の五月二三日、一三八人の代表が車に分乘して黃花崗の烈士の墓に參ると同時に、省港ストライキで歸郷している勞働者に對して慰問を行い、商民部主催の宴會では「革命的商人は團結して軍閥と帝國主義を打倒しよう！國民革命の成功萬歲！」と、意氣盛んにシュプレヒコールを叫ぶものであつた。⁽³⁹⁾

ところが、その半月も経たないうちに、執行委員中の一部「腐敗分子」が各地の商民協會と結託し、「廣東各地商民代表大會」と銘打つ會を組織しようとした、としてのちに黨中央による制裁にまで發展する事件がおこり、⁽⁴⁰⁾ 七月中には各地の商民部の工作員に豫防的措施を講じるよう周知がなされた。同時に、「辦團（商團を結成）」することがまずいと見たら今度は「辦黨（商民協會を結成）」することによつて黨に取り入ろうとする投機的な土豪劣紳や買辦がいるので、彼等の思つぱにはまらないよう充分注意を促すように、という宣傳と教育も展開された。⁽⁴¹⁾ これはおそらくは順德縣商民協會をめぐる一連の紛糾事件を指しており、農民協會や總工會、農工俱樂部との關わりが深い順德縣大良市商民協會の設立の問題や、⁽⁴³⁾ 「商賊」に翻弄された順德縣水藤分會の問題など一連のできごとが確認できる。やがて、順德では省商民部執行委員陳國強が「商賊」張伯超・梁嚴沌等と手を結び「非法」⁽⁴⁵⁾ に水藤分會を設立したと名指しされる。さらに、この時點における陳に對する内部告發は、陸豐商民協會の設立問題においても確認される。國民黨内部の極左分子の行きすぎに對する警戒が、商民協會運動の運営において顯著に表れた事件として特筆しておく。

ついで、二六年十一月二〇日の各級商民團體聯歡會の開催を契機に、商民部によつて幾つかの商民對策が實行に移された。一つは、翌年一月に四日間にはわたり招集された廣州市商民大會である。商民部はこのため廣東全省商民協會（陳國強・蕭漢宗）、廣州市市商會（譚希天・陳鐵香）、廣州市商民協會（蔣壽石・黃祖培）、廣州市南郊商民協會（葉拔臣）、廣州總商

會（胡頌策）からなる準備會議を數度にわたつて開催した。廣州市商民大會は補助金二〇〇〇元の供與と、廣東全省商民協會、廣州市市商會、廣州市商民協會、廣州南郊商民協會、廣州總商會及び廣東全省商會聯合會の六つの會からそれぞれ四〇名の参加者によつて構成された。

いま一つは、一二月三日と四日に商民運動指導員養成コースの試験が實施されたこと。その結果、八〇〇餘人の應募者のなかから三〇人の合格者と二〇人の補缺者が選ばれ、前年に引き續き、短期間の訓練を経て、商民運動指導員が各商民協會に派遣されることとなつた。

商民部の政策とは、あくまでも商民協會を通じ、既存の他の商民組織を管理指導することを意圖したもので、廣州市商民大會開催のための宣傳大綱は張驥甫・黃祖培（廣州市商民協會代表）・張浪石（中山縣商民協會代表）ら商民協會直系の黨員が審査にあたつた。⁽⁴⁶⁾

廣州市以外の市縣鄉鎮レベルの商民協會における具體的な活動はどのようなものであつたのか。例えば海口市商民協會（入黨會員二二〇人）では六つの分會が成立し、黨義宣傳のため月刊と畫報を出版した。また、各分會事務所には閱書報社が設けられ、革命的な書籍を置き、商民訓練班を設置し、商民俱樂部（娛樂）の活動も積極的に進められた。北海市商民協會（入黨會員四五〇人）では靴業界で勞使紛争が発生したが、商民協會による調停の結果雙方が讓歩に應じて圓滿解決し、農商學婦女大會聯合會と對英經濟絕交運動にも参加した。⁽⁴⁷⁾と報告されている。

一方、商會と商民協會との關係はどのようなものであつたのか。商民協會運動が盛んであつた中山縣では一九二二年に商會が成立し、一八の分會を従えていたが、一九二四年（正式には二五年か？）に商民協會が成立すると、中小商店主で商會に加入していた者の半數が商民協會に轉入したといわれる。⁽⁴⁸⁾江門縣では一九〇二年に商會の前身である江門商務會が成立しており、江門市商民協會は一九二六年秋に商會とは別に組織され、省港スト糾察隊を接待したり、商店主にスト労働者の救済に協力させ、率先して當局に對する増稅反對運動を主導するなどして活發な運動を繰り廣げたが、一九二七年の四・一

二事變以降、當局側の武力封鎖に遭い、商民協會は八箇月という短い命を終えた⁽⁴⁹⁾。また、縣城や鄉鎮に規模の小さな商會が存在したところでは、いくつかの商人組織が併存した廣州市や中山縣、江門縣城とは異なり、黨が派遣した工作員によつて選舉と委員制の方式で商民協會を組織し、商會は自然解體して會務を停止するといったところも多かったようである⁽⁵⁰⁾が、いずれの商民協會も短命に終わっている。近年新しく編纂される縣志において、商民協會について記述されることはほとんどない。

②廣東における舊商會系の商民運動

國民黨主導の商民協會の運動が擴大の様相を見せ始めた一九二六年一〇月、廣東民政廳の一四〇八號令をめぐり、治下の縣市商會が相次ぎ黨及び政府の方針に對し反對の意見陳述を行うという事態が発生した。縣商會と縣政府との間の公文やりとりの形式（行文程式）に關し、民國四年に北京政府が公布した商會法に基づき引き續き「公函」の形式を用いてよいか否か、との曲江縣商會の問い合わせに對し、省政府が「北京法令は援用の必要無く」、屬内各團體は縣長に對し「呈」、逆は「令」の形式を使用しなければならない、との決定を下したことが始まりであつた。

曲江縣商會は、縣長による商會に對する壓迫と、「商會精神の墮落」を招く、として行文程式に關するこの決定に異議を申し立て、全省商民會議の開催を呼びかけるとともに、「官商合作の實」を取るよう政府に訴えた（一〇月四日、國民政府への呈文）。英德縣商會は、「袁賊」の專制時代でさえ公函を使つたのに、革命の根據地で平民政策を提唱しているこの時に呈や令を使えというのは革命に對する「背道」にはかならない、と同調し（一三日、國民政府への呈文）、廣州總商會も正副兩會長鄒殿邦と胡頌棠の名で國民政府に「公函」形式の續行を申し立てた（一〇月一六日、國民政府への呈文⁽⁵¹⁾）。

中華民國成立直後も同様の行文程式論争が繰り廣げられたが、廣州國民政府發足の初期に商會と政府機關との文書のやりとりをめぐる一悶着があつたことは、政府と商會との關係を見定めるうえで看過できないことである。この直後、

各級商民團體聯歡會が廣州で開催され、翌二七年一月に商民大會が開かれたのは前述の通りである。黨と政府は、既存と新設を問わず、現存する商人組織間相互の提携と團結、さらに官民の風通しを圖ることに苦慮したようである。

同時に並存していた商人組織間の競合は、公文の形式をめぐる論争に見られるように、主に國民政府との關係いかに求められる。當初の商民協會の場合、總商會及び市商會と對等の發言權を求めて商民部と交渉していた。改除雜捐研究會への參加について、當初全省商會聯合會と同様五人と決められた商民協會からの代表人數を、總商會及び市商會と同等の一〇人へと増加するよう要求している。⁽⁵²⁾

くりかえしになるが、商民協會と商會との間には主導權をめぐる争いがあつたと同時に、黨及び政府の側では既存の商會と新設の商民協會との相互連携と共存方法の模索が試みられていたのである。

③商民運動の全國的潮流と廣東省商會聯合會事務所の設置

一九二三年曹錕賄選以降、商人自らが積極的に政治に参畫する動きが醸成され、主に上海を中心に「商人革命」運動が一世を風靡した。その一つの結末が、廣州における商團事件であり、自衛力を持った商會の力が地方に據る廣東政府に押え込まれるという轍を踏んだ。商人革命の潮流は馮少山ら上海の廣東幫グループによって引き繼がれ、北伐の進展とともに、一九二七年五月、上海總商會は委員制への轉換によつて指導層が一新された。そして、馮少山を中心とする上海の商民運動は、職能型代議政體を案出するまでに結實していく。⁽⁵³⁾

馮少山ら新執行委員は國民黨との連携を強めながら、南京國民政府が成立し、國民黨左派勢力の弱體化が明白になると、一九二七年一月一七日に、國民政府治下一六省によびかけ、各省商會聯合會（出席一〇代表一四四名）を開催し、二七日に上海に總事務所を設置した。各省商會聯合會は執行委員二七人、監察委員一三人を選出して各省に省事務所の設立を督促し、各商會には委員制に改組するよう提言するとともに、北京の（舊）全國商會聯合會に對して、従前の全國商會聯合

會關係の公文書を上海に持参し、引繼ぎ事務を行うよう勸告した。⁽⁵⁴⁾

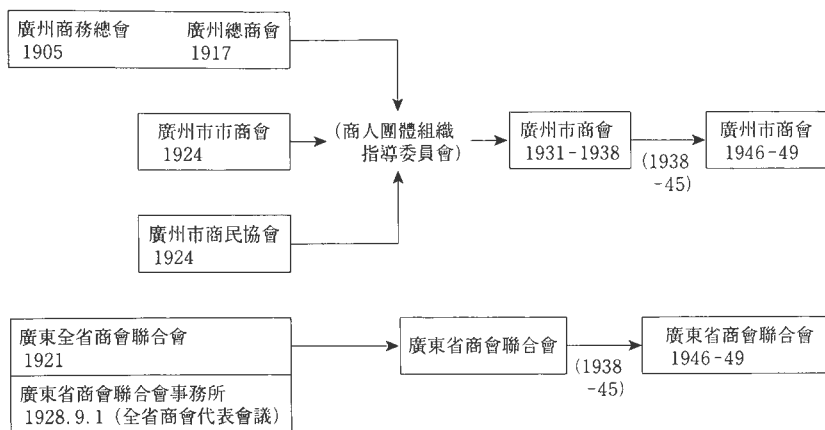
この直前の十一月、中央商民部が商會を暫存させるという二全大會の方針を轉換し、舊商會は「組織不良」ゆえに、三全大會では商會取り消しの方針である旨公表していた。これが全省商會聯合會召集に至る直接の原因であり、一方では北京に本據を置く北京政府お膝元の(舊)全國商會聯合會に對する上海の主導權奪回の動きとも連動していた。

一九二八年九月、廣東では、前年一二月の上海決議に基づき、廣州總商會と汕頭總商會が中心となつて省下各商會によびかけ、廣東省商會聯合會を開催し、廣州に廣東省商會聯合會事務所を設置した。⁽⁵⁵⁾そして、一〇月一〇日に上海で全國商會臨時代表大會が開催され、汕頭總商會顧問陳之英の提案なる「中華民國全國商會聯合會組織大綱」を通過した。大會は十一月一日から新しい正式名稱として中華民國全國商會聯合會を使用することを決め、未設の各省には速やかに省商會聯合會と事務所を組織するよう打電した。

つまり、廣州においては、總理「手創」りの全省商會聯合會が一九二一年から存在したにもかかわらず、二七年一二月(上海)の各省商會聯合會の決定に基づき、上海と足並みを揃えた總商會と商會の指導のもとで、新たに廣東省商會聯合會事務所が設置されたわけである。

總商會系の商民運動の一環としての新たな省事務所の設置にあわてた廣東全省商會聯合會は、廣東省のように商會聯合會があらかじめ組織されているところでは、總商會が新たに商會聯合會を發起召集すべきであるという全國商會聯合會の方針は、實情に合わないもので、既存の商會聯合會が代表大會を召集するか、あるいは必要あらば商會聯合會が總商會と連合して召集すべきではないか、⁽⁵⁶⁾という意見を提出した。そして、兩者の對立が先鋭化してくると、廣東全省商會聯合會は廣州總商會に對し、リーダーの品位と不透明で封建的なやり方を批判しつつ、中國國民黨中央執行委員會政治會議を通じ省政府に廣東省商會聯合會事務所の取り消しを求めた。⁽⁵⁷⁾この問題は黨の指導によって兩者が合併することで決着している。

圖 廣州市商人組織變遷圖



出所：「廣東廣州總商會沿革及工作概況」、「廣州市市商會沿革及工作概況」（廣州總市兩商會合編『廣東商業年鑑』廣州市商會發行1931年）、梁閔秋編『廣東商運沿革史』（1934年）、『廣州市民衆團體概況』（1936年）、『商業特刊（廣東全省商會代表大會大事記）』（1928年）、廣州市商會『市商會周年特刊』（1947年）、廣東省商會聯合會編『商業概覽』（1948年度）により作成。

4 商人團體の整理と廣州市商會の成立

この間、馮少山は上海『總商會月報』などを通じて黨の方針である商民協會運動に對して疑義を呈するとともに、胡漢民との間でも立法委員をめぐる論争を展開した。一九二九年三月の三全大會では、商民協會と黨部から舊商會の取り消しと商民組織の統一を求める意見書が出される一方、商會の存續を求める意見書が國內外の商會名義で提出され、兩者の意見は眞つ向から衝突した。⁽⁵⁸⁾このようななかで、上海救國會事件（四月二日）が発生し、上海商人團體整理委員會の手によって、上海總商會は翌年上海市商會（一九三〇年六月）へと改組されることとなった。⁽⁵⁹⁾商民協會によらない独自の商民運動の方針を堅持し、黨と對立する馮少山に對し、一九二九年八月に逮捕令が出された。⁽⁶⁰⁾新たに發足した全國商會聯合會はしばらく陳日平、のちに林康侯が主席代理をつとめたものの、北京に會所を移し、三〇年八月一日に事務が開始されるまで、しばらく會務の停頓を餘儀なくされた。

このようななか、商民協會の急進分子や店員問題をどう扱うのか、明確な方針が固まらないまま、一九二九年八月に新しい

商會法と同業公會法が公布され、それに基づき、すべての商民協會と舊商會など、一切の商人組織は解散を餘儀なくされ、新しい商人組織として市縣商會が組織されることとなった。中央黨部が正式に各地の商民協會に解散令を出したのは一九三〇年二月二十六日のこと。廣州では、圖の通り、前述した三つの商人團體が黨の指導のもとで一旦解散し、廣州市商會が一九三一年二月に新たに誕生する⁽⁶¹⁾のである。

一九年一月にすでに委員制に改められていた廣州總商會は、廣州市黨部民訓會の指導に従い、三〇年一〇月に五名の指導委員を選出し、市商會（三名）及び市商民協會（三名）との改組に臨んだ。新商會法が定める會員總登記に基づき、合計一一名で組織されたこの商人團體組織指導委員⁽⁶²⁾會は、廣州市の商人團體を新組織へと變貌させる。そしてついに、一九三一年二月、廣州市商會が誕生すると、舊總商會は舊廣州市市商會とともに清算人を選出し、三月末にその歴史を終えた⁽⁶³⁾。廣州は一九三七年八月三十一日に日本軍による一回目の爆撃を受け、三八年一〇月二一日に陥落する。多くの商工業者は奥地に避難し、廣州市商會は活動を停止するが、一部廣州に残った商工業者は傀儡政權の支配下で活動を繼續した。終戦後、奥地から戻ってきた商工業者により、廣州市商會は一九四六年八月に再改組される⁽⁶⁴⁾。

二 一九二九年商會法以降の華南の商會

1 廣州市商會と國民政府

①廣州市商會の構成と收支

新しい商會法は商會に、あくまでも同業者に共通する商工業上の利益を反映する組織であるべきことを求め、商會の設立を五つ以上の同業公會の發起によるもの（商會法第六條）とし、會員資格は公會會員と商店會員に限り（第九條）、個人會員の加入の道を排除した。そして、會員代表の資格（第十三條）では、「破産宣告された者」等と並び、「反革命的行為

表2 1931年における廣州市商會概況

名 稱	認可登記機關	改組日時	責任者	會員人數	最近の會務狀況	會務發展計畫
廣 州 市 商 會	廣州市黨部民訓會及び市社會局による認可。實業部での登記。	民國20年2月25日合併改組	主席：鄒殿邦以下：略。	同業公會會員68。商店會員4。 合計會員4000餘名。	總務・調査・交際・宣傳・組織の5科。 執行委員會週2回開催。	建設委員會、財務委員會、公斷委員會、對外貿易委員會、統計委員會の設置。 新しい會所の建築、商品陳列所・商業學校の設立計畫。政府に對し舊商團公所所在地の返還要求。

調査者：馮椿修。調査日時：民國20年7月27日 所在地・經費狀況・會員經濟狀況は省略した。

*商店會員は大新公司・先施公司・江門製紙公司・協和祥雲石米店。

出所：『附廣州市民衆團體近況報告表（商業團體）』『民二十年廣州商民運動概略』172頁。

のある者」は會員代表にならない、とされた。

一九三一年七月における廣州市商會は、六八の同業公會會員と四つの商店會員から組織され、傘下の合計會員數は四〇〇〇餘であつた（表2参照）。一九三二年における廣州市二九區の總人口一、〇四二、六三〇人のうち、商人口が六三、六〇六⁽⁶⁶⁾人であつたので、商會に加入した商人の割合は六・三％程度で、數量的に大多數の商人を統合したとは必ずしもいえない。しかしながら、統合の経緯と、會員の總登記、さらには會務全般にわたり委員制が徹底されることにより、舊總商會の不透明な體質の惡弊は拂拭され、舊市商會會員に相當する商人層の意見反映の道が確保されるとともに、加えて黨と政府による商會に對する干渉の道筋がつけられた點で、商會の内實と質に大きな變化が認められる。

そして、舊總商會末期に商民運動を標榜し、總商會を統率したリーダーたち（表1）の多くは、表3のとおり、市商會においても繼續して執行委員に名を連ねている。さらに、一旦沒收され、商民協會が使用をお願い出た西瓜園にある商團公所（商團軍聯防總部）の返還を市政府に求めていることから、商人團體の整理が事實上總商會を中心に行なわれたことは明白である。この繼續性にこそ注意が拂われるべきであり、南京國民政府はこの段階で廣義の商民運動の取り込みに成功したことを意味する。

市商會の收支表を一九三二年八月の例（表4）でみてみると、總收入の約三分の二は、中央及び地方政府との密接な協力關係にもとづいた、種々公債販賣などの代

表3 「廣州市商會第一屆執監委員題名」

執行委員 15名

姓 名	職 別	所屬會員	職 業
鄒殿邦	兼主席委員	銀業同業公會	廣信銀號經理
胡頌棠	兼常務委員	鮮魚欄業同業公會	永豐泰欄經理
傅益之	兼常務委員	煤業同業公會	德源號經理
趙靜山	兼常務委員	下河鹽業同業公會	永和堂經理
李卓如*	兼常務委員	報關同業公會	天安經理
陳遠峰*	兼總務科正主任	生藥參茸業同業公會	誠濟堂經理
袁次明	兼總務科正主任	質業同業公會	福和押經理
黃詠雱	兼調查科正主任	米糠卸賣同業公會	合利經理
陳鐵香	兼調查科副主任	肉業同業公會	永發經理
彭礎立	兼組織科正主任	新舊土洋雜木同業公會	怡盛福經理
黃日三*	兼組織科副主任	絲業輸出同業公會	怡和興經理
梁郁才	兼宣傳科正主任	セメント業同業公會	廣行經理
郭澤農*	兼宣傳科正副主任	落花生胡麻雜穀同業公會	永益隆經理
熊少康	兼交際科正主任	華人捲タバコ業同業公會	南洋煙草公司經理
符澤生	兼交際科副主任	機器織布衣業同業公會	華興織造廠經理

ほか監察委員七名：馮暉臨（銀業同業公會）、張鐵軍（米業同業公會）、江仲雅（セメント業同業公會）、王受之（粉麵茶菓子業同業公會）、李福田（米業同業公會）、何戊南（タンクステン鑛業同業公會）、馮陶侶（北江紙類雜貨卸賣業同業組合）

*は舊總商會會董。 は舊總商會役員。

出典：『廣州商業年鑑（民國廿一年）』（廣州市商會、1933年）〈統計〉1—3 頁

理事事務手数料からきていることがわかる。そして、經常費としての事務費は通常の會費收入（經常事務費）で充當されたが、不定期に事務費豫備基本金が徴收されていた。例えば、三三年六月の收支報告表に計上された事務費豫備基本金の總額は五六、〇〇〇元。所屬同業公會から等級別に徴收された基本金の負擔割合は、銀行業・質業・下河鹽業・銀業・生藥參茸業各一、八〇〇元、米糠卸賣業・落花生胡麻雜穀業・鮮菜成貨業一、二〇〇元、先施公司・西堤大新公司・華人煙業九〇〇元ほか、下級飯店同業公會三〇〇元、旅店業二〇〇元等で、規模と實力に應じた同業公會による按分負擔の實態がわかる。以上見てきたように、新しく成立した市商會においては、舊市商會や

表4「廣州市商會每月收支報告表」1932年8月

收 入	費 目	支 出
292,409.64	先月繰越分	
76,562.55	路款代理受付	75,462.53
14,359.12	投價割當	13,288.37
638.80	各種代理	
441,063.46	各種豫餉代理受付	441,063.46
	普通預金	76.20
765.63	路款取扱手数料	37.50
1,515.00	經常事務費	
5.00	税關登録費	
6,848.54	豫餉取扱手数料	1,206.61
286.12	經費	
141.00	*經常費	3,037.87
	*臨時費	1,676.46
	翌月へ繰越	298,745.86
	合 計	834,594.86

* 1932年8月分經常費使途の75%は人件費、臨時費の84%は會員大會費で占められる。

* その外、別の月の收支報告では下記の費目が登場する。

1932年12月以降 第一期航空義券事務代理手續費、航空義券代理販賣收入

1933年4月以降 商界對日經濟絶交會、抗日宣傳費

1933年5月以降 殘教院寄付金募集費用

1933年6月以降 國防債代理販賣手續費、國防公債代理販賣收入

1933年3月のみ 市（中華國貨）展（覽）會有獎券手續費

出所：「本會財務收支表（1932年3月31日から1933年6月30日）」（『廣州市商會收支報告附屬表』ファイル、廣州市檔案館26-1-538）。

商民協會に参加した中小商人たちが、同業公會という中間組織に加入することを通じて、新しい市商會に参畫する道を開いた。それゆえに、國民政府時期の市商會は民國初期の寡頭支配的體質の總商會から、様々な階層の商人群を包括する民主的な組織へと變貌し、七十二行以來の傳統的商業組織をより近代的な形で統合するしくみを創ったといえるであろう。

逆にいうと、個人が商會に加入することを通じて商會の威を借り、政治的あるいは革命的投機行爲をする道が閉ざされることとなった。商會は同時に公布された工商同業公會法にもとづいて組織された同業公會を構成單位とした。黨と政府の側から見れば、商民協會時期に顯著なように、商人組織が様々な政治的活動の温床となることを未然に防止することができるわけである。これら一連の立法と施策により、國民黨による商民指導の原則と運用のしくみが完成し、政府と商民

との協力體制の地歩が固められたのである。

②廣州市商會の機能及び諸機關諸團體との關係

(1) 中央及び地方政府、國內各界との關係

國民政府下の廣州市商會は、抗日救國のための募金と緊急支援を實施し、航空特別分會の設置を政府に進言して航空救國有獎義券（債）を販賣したり、地方政府に代わつて築路（道路建設）費の募集に協力したのみならず、赤禍籌帳處を設置し、國民黨の反共政策に對し協力を惜しまなかった。國公債の販賣等による代理事務手續き収入が商會の經常運営を支える安定した來源であつたことによつてもその相互依存の關係がうかがい知れる。そのほか、商會は中央銀行紙幣の維持に協力し、日本に絲業考察團を派遣して政府に提言したり、中華國貨展覽會廣東分會を會内に設置し、金融市場の安定や調査、勸業のほか、商事公斷處（仲裁）委員會や建設委員會を組織するなど、從來通りの商會機能を引き繼いだことは言うまでもない。つまり、政府の經濟・外交政策の實施に對應し、商會は政府と民間に介在する重要な仲介の要として從來以上の機能が與えられたのである。

商會と市政府や黨との關係が強化されることにより、各界諸團體との連携も進んだ。一九三一年一月、市商會は市政府、及び婦女提倡國貨會とともに提倡國貨委員會を組織し、その中核となつて市國貨陳列館や國貨徵銷場の運営に参加した⁽⁷¹⁾。また、三二年二月三日には、婦女救國會とともに各界に呼びかけ、各界救國籌款委員會を成立した⁽⁷²⁾。

(2) 海外諸團體との關係

自らも顧みて強調しているとおり、ニューヨークやサンフランシスコ、南洋一帯の中華總商會と密接な關係を持ち、華僑の本國送金や慈善公益事業費受け入れの窓口としての機能を持ったことが、廣州商務總會以來の特記すべき特徴でもある⁽⁷³⁾。とりわけ、近隣の香港および澳門の總商會とは密接な兄弟關係にあつた。通常海外の中華總商會は商務官廳に直屬す

るほか、大使館・領事館を通して本國と繋がるが、植民地あるいは租借地としての港澳兩地の總商會は、廣東省の管轄であつた。一九一五年六月、農商部が商工業の振興獎勵策として商會に勳章や扁額を授與した際、香港と澳門の中華總商會を廣州、汕頭、佛山の總商會・商會と同列に扱い、廣東巡按使に管轄させていた。⁽⁷⁴⁾ 位置する地域社會の制度にこそ大きな相違はあるものの、省・港・澳三地の總商會は行政的にも同レベルのものとして扱われ、相互に緊密に繋がっていた。

同様に、華洋義賑會による華南地區への義捐活動においては、廣州總商會がこれを全面的に協力し、香港の東華醫院などと連携して東江各地に農具や食料などを送り届けるなど、廣東一帯の僑郷を結ぶ社會的ネットワーク機能をいかなく發揮している。

また、日中全面戰爭の時期、オーストラリアのニューサウスウェールズ州烏修威中華總商會は廣州市商會に、華北の炭鑛の多くが日本の手に落ち、石炭が枯渇しているこの時、外國から石炭を購入する意思のある商民に對するメッセージとして、ニューキャッスルの石炭の入手について「抗戰前途の助力」となることを期して、中華總商會が仲介に盡力することを申し出る手紙を出し、商會はそれに即應している。⁽⁷⁶⁾ また、實業の提倡と民族の復興を主旨とする『新生路月刊』社から、「同胞の愛國觀念を喚起」するために同月刊誌を宣傳することを依頼された廣州市商會は、この月刊誌への支持と贊助を求める手紙を安南、ビルマ、シャムの中華總商會を通じ各華僑系商社に送付している。⁽⁷⁷⁾ これらはつまり、救國支援の民間對外ネットワーク機能がいわば健全に動いていた例といえる。

以上國民政府期以降の廣州市商會の様々な側面を仔細に見てみると、決して「御用商會」と簡単に言いきってしまうような組織ではなかったことが明らかであろう。舊總商會時期と同様、この民間商人組織が相變わらず經費自辦という自助努力の原則の下で運営を續け、さらに一九四六年の再結集の後も海外各地に延びる獨自の關係を基礎に活發に機能し續けた。

2 華南の商會・總商會と中華總商會

①廣東省の商會の分布

次に一九二九年商會法以後の廣東省における商會の分布實態がどのようなものであったのかを確認したい。清末民初の時期、廣東省は江蘇・浙江などの長江デルタ地域と直隸省に次いで商會普及率の高い地域であったが、果たして二九年以降はどのようなものであったか。一九四七年に發行された『市商會周年特刊』で整理された各縣各市鎮の商會總數によつて計算すると、當時の廣東省の商會は一八三にのぼり、商會がほぼ全縣にわたつて稠密に分布している。⁽⁷⁸⁾

民國初期との相違點は、一つの縣に五つも六つも商會が存在していることである。電白縣では一〇の商會が確認できる。現在は廣西自治區に屬する西端の舊廉江府と海南島を除く、全省八〇の行政區域のうち、商會がない縣はわずか五縣、複數商會を擁する縣は半分の四〇縣となり、民國初期にも増して商會が廣く分布し、機能していた。一九三八年にも微修正が加えられた一九二九年商會法ではあるが、いま一つ重要な變更點は、一縣一商會、多くても三商會までという一五年法における商會設立の規制を緩和した點であることに注目したい。つまり、二九年以降、鎮の設立意欲をそぐことなく、商會に自由に設立を認可したということである。商民の活力を生かせる方針に轉換したという點では、清末の商會行政に近い方針といえる。

②その他の華南の總商會と中華總商會——廈門・汕頭・香港

廈門總商會の場合、清末に官の機關として設置された移民事務を專管する「保商局」が、商務總會設立と同時に吸収統合された。廈門商務總會の規定には、總理・協理はか商會議員一名と保商議員二名が役員の項（第二條）に明記され、商會總理が保商局長を兼任するとともに、「南洋出稼民の保護獎勵等」が商會事務の一端となった。潮州地區の經濟の中心

である汕頭の商務總會は、集成ギルドとして舊來より存在した萬年豐會館が、一九〇五年に保商局（一八九九年設立）と合併して發足したもので、厦門總商會と同様の設立経緯が認められる。保商局をルーツにもつ厦門や汕頭の總商會はいうまでもなく、當時華南の主な總商會や華僑居住地の海外の中華總商會は護照或いは商照發行の業務を管掌していた。たとえば、前述した廣州商務總會の創辦章程（第十七條）には海外に商業調査に赴く商人に對する護照の代理申請の機能が明記されている。移民の出入國の管理や送金業務の代行や商人身分の保證など、様々なネットワーク機能が華南地區の商會の特徴であつたことを確認しておく。

香港華商總會は初代總理劉鑄伯等が香港にある各出身地毎の商會を連合して創設したもので、各商會が保有する銀兩や權利書などを總會に持ち寄つた一九一三年一月二日をもつて創立日として⁽⁸¹⁾いる。その後農商部へ登録され、海外の中華總商會という商會法上の位置付けがなされた。が、中國國內から香港を見た場合、國內に準ずる扱いがなされていたことは前述のとおりである。例えば國民革命完遂のちに展開された國貨展覽會の運動は、廣州總商會を起點に東・西・南・北の四路に分かれて普及宣傳活動が繰り廣げられたが、香港と澳門が香山縣や海口縣方面と一括して南路の宣傳對象となつて⁽⁸²⁾いた。繰り返し強調するが、香港華商總會は、領事や大使を通じて本國の商務主管官廳と繋がる、例えば神戸や長崎などの外國にある中華總商會とは異なるのである。

香港華商總會が果たした様々な對外ネットワーク機能の一端を示す具體的な事例を見てみよう。潮州人藝術家陳某が新加坡經由歐洲に教育視察にでかけるに際し、香港の潮州八邑商會が香港華商總會に宛てた手紙には、新加坡總商會會長宛てに「よろしく頼むという」紹介狀を書いて欲しい旨、香港華商商會會長に對して依頼する内容が記されている。⁽⁸³⁾廣東人にとって香港そのものの機能がそうであるように、同鄉會單位の商業組織（香港ではこれを「商會」と稱した）から香港華商總會を通じて他地域の中華總商會へと繋がり、そこからさらに傘下の下位の華人同鄉組織へと繋がる重要なネットワーク機能を有していたことがわかる。

3 國民政府下の「革命的商民」

前述の通り、一九三四年に出版された『廣東商運沿革史』は、商民運動を四つの時期に分期し、第四の二六年以降を組織的商民運動の時期とし、一九三一年の市商會への改組を商民運動の成果として捉えつつも、我々商人は外からは洋商による經濟的壓迫、内においては苛捐雜税に苦しみ、近年では勞資間の紛糾、政府の公債募集などが、次々とわれわれ商人に向かつて「進攻してくる」と表現している。⁽⁸⁴⁾ 彼等は諸手をあげて政府の協力要請に應じたわけでは決してない。それでは、商民はどのような原則と主義のもとで、官側の要求に譲歩し、協力する體制を取ったのか。つまり、新時代の國家建設事業に、どのようなテーゼの下で動員されたのか。一九二八年から二九年ころの史料を使って見ていきたい。

一九二八年九月の廣東全省商會代表大會で報告された李卓如⁽⁸⁵⁾「商民運動與國際貿易」は國際貿易を發展させるための注重點として、①華僑商會を組織して國內の商會と常に連携を保つこと、②各地の商會に調査部を設け、現地の商業狀況を報告させること、③國外の商會に國貨展覽所を附設すること、④國內外の商會は内外の工場を紹介し、商店と連携を保つこと、⑤國外の商會は華商を代表して駐在地政府に對し商事訴訟と商事仲裁の請求をすること、⑥本國に取るべき商業政策を提案し、華商のための利益保護に盡くすこと、の六點を挙げ、國際貿易における商民運動の具體像を示している。ここで強調されるのは、國內の商會總商會が海外の中華總商會と緊密な連絡を取り、製造業と連關させた國際貿易の促進の實を擧げることである。

翌年鄧彥華「建設事業與商人之關係——在廣東總商會第二次代表大會演辭」⁽⁸⁷⁾は「新時代の新式商人」がどうあるべきかについて説明している。全社會の利益のために商業知識を充實させ、民生主義的建設事業に貢獻すべきだ、という一般論に續き、「生産式」商業に注意するとともに、商人道德を向上させ、救國運動に従事すべきことを強調する。さらに大商人には新興工業への投資を勧め、小商人には自身の技能の充實と國產品の販賣擴大に注意するよう説得している。つ

まり、市商會成立直前の廣州總商會に求められたものは、海外の商會との緊密な連携による國產品の製造とその販賣促進という、「革命的建設」に貢獻する具體的な「新式商人像」であった。

一方、解體直前の商民協會會員に向けて行なった林翼中のスピーチ「どのようにして革命的商民となるか」⁽⁸⁸⁾では、帝國主義の打倒と不平等條約の撤廢に革命的民衆が一致團結する必要が強調される。商民協會成立三年目にあたり、商民協會は過去の榮光の歴史を繼承するとともに過ちを訂正し、組織を嚴密化しなければならないことを説く。そして、様々な努力にもかかわらずいまだに商民の處遇が改善されないのは、帝國主義の經濟的侵略と不平等條約の存在がゆえといわざるを得ないので、革命民衆の力を結集して帝國主義を打倒し、目的を達成しなければならぬ。中等の商民にすぎない商民協會の會員が着手すべきは、商民道德と商業技能の向上、劣惡な商習慣の一掃である。本黨の指導に従い、中華民族の精神を回復して國家と種族を愛し、利を分けるのでなく利を生ずる「革命的商民」となれ、と結ぶ。このように、具體的な「革命的商人」像が提示されていたのである。

おわり

本論ではひとつに、廣州市をめぐる政治的混亂の影響を受け、來歴様々にして複雑な様相を示していた五つの商人團體が一九三一年の二月に廣州市商會と廣東省商會聯合會という二元的流れのなかに統合されていく経緯を明らかにした。そして、廣州市商會の構成と收支を點検することを通じ、市商會の機能を分類整理してみた。そこで浮かびあがる新しい商會像というのは、政府の公共的役割を部分的に負擔する主體という姿である。

一方、本論の敘述を貫く、法制への關心の重點は一九二九年商會法にあった。一九二九年商會法はいくつかの點で一九一五年商會法と異なる。重要な變更點の一つは、會員代表資格に「反革命的行為のある者」は代表になれないことが書き入れられたこと。この點は、黨國體制の確立が商會法へ具體的に反映された事例と説明できる。第二點は、商店及び商人

單位の加入が基本であつた一五年法と違い、二九年法では、ほぼ同時に公布された「工商同業公會法」とセットになり、個人加入の道を閉ざし、同業公會を商會加入の基本單位としたこと。第三の重要な變更點は、一縣一商會、多くても三商會までという一五年法の規制を緩和し、商會の設立は自由裁量に任せたこと。國民政府が公布した二九年商會法は、以上の三點において舊法との大きな違いがあつた。

一九二九年三月の國民黨三全大會を経て商人團體組織案が決議され、紛糾が表面化した上海總商會と上海市商民協會はともに解散を餘儀なくされ、上海市商會が誕生した。廣州の商人組織も似通つた経過を辿り、總商會、市商會、商民協會はすべて解散のうえ、一九三一年二月に新しく廣州市商會が誕生した。市商會は、舊總商會のリーダーを中心に、新商會法を根據に海外の華商商會と密接に繋がり、輸出入貿易のいっそうの振興が目指された。同時に、各地の商人世界に安定的なシステムを用意するといふ、舊商會の機能は引き續き維持された。商事事件の仲裁や倒産事件發生時の公平かつ合理的な債權保全のメカニズムといった、自治システムの維持機能こそが地域商民にとって不可欠な部分であつたからである。

國民政府の課題とは、國產品の製造とその販路の擴大、さらに附隨效果としての國力増強による外商勢力への反撃であつた。その目的に向かい、國民政府は國內外の工商業者をナショナルな衝動によつて動員しようとした。その中で、商會、市商會、華商商會は、重要な役割を擔つたのである。華僑の故郷としてゆえに共通の特色を持つ廣州や廈門、汕頭などの華南の商會が、國民政府の新たな要請に應えてネットワーク機能を充分に發揮した實例を紹介するとともに、この點が華南地域の商會の特色であることを強調した。

さらに、華商紗廠聯合會や銀行公會など製造業者や金融資本家などによる独自の組織結集が進むのも一〇年代後半以降の顯著な現象である。香港においても香港華商總會とは別に、香港中華廠商聯合會⁽⁹⁰⁾が一九三四年に結成され、國貨提唱運動に主體的に參畫してゆく。日中間で全面戦争が開始されると、廣州など國內の市商會ばかりでなく、香港華商總會も籌

賑會を設立（三十七年九月）して國內戦地の同胞を支援するという旗印をいっそう明確にする。このようにしてナショナルな情緒は高揚し、やがてシヤムや新加坡總商會もこの方向に同調し、抗日華商統一戦線形成への素地が形成されることになる。

註

(1) 海峡兩岸における最近の商會研究の動向を詳細にまとめたものとして、馮筱才「中國商會史研究之回顧與反思」『歷史研究』二〇〇一年第五期）がある。天津、上海、蘇州に續き、瀋陽（上田貴子「一九二〇年代後半期華人資本の倒産からみた奉天都市經濟」『現代中國』二〇〇一年第七五號）や、汕頭、武漢などの商會檔案も發掘・利用されつつあるほか、杭州、重慶、北京などの總商會研究も出始めた。また、近年商會檔案を使った商事仲裁の研究がとくに盛んである。

(2) 鄭成林「九・一八」事變後上海市商會的民主抗日動向——兼談商會與國民政府的關係」（『華中師範大學學報』一九九九年第四期）などがある。

(3) 拙稿「長江デルタにおける商會と地域社會」（森時彦編『中國近代の都市と農村』京都大學人文科學研究所、二〇〇一年三月）、「民國初期における商會の改組と商民統合」（神戸商科大学『人文論集』第三三卷第四號、一九九八年）で、長江下流域、東北、華北地域の商會の概要と特色を分析した。

(4) 多くの論文は邱捷『孫中山領導的革命運動與清末民初的

廣東』（廣東人民出版社、一九九六年）に收められているほか、同氏の「民初廣東の商人團體與社會動亂——以粵省商團爲例」（第三屆中國商業史會議「二〇〇〇年、香港」提出論文）や「商團事變再檢討——從商人團體的角度」（經濟組織與市場發展國際學術討論會提出論文）、香港商人までを視野に入れた吳倫寬・莫世祥の「粵港商人與民初革命運動」（『近代史研究』一九九三年五期）、廣東の商團を扱った敖光旭「辛亥革命時期的廣東商團」（辛亥革命九十周年記念國際學術討論會「二〇〇一年、武漢」提出論文）がある。海外の學者の研究に「Edward J.M. Rhoads, "Merchant Associations in Canton, 1985-1911", in Mark Elvin & G. William Skinner eds., *The Chinese City Between Two Worlds*, Stanford University Press, 1974」がある。

(5) 鹽出浩和「廣東商團事件——第三次廣州政權と市民的自治の分裂」（『東洋學報』八一（二）、一九九九年）、三石善吉「商團事件と黃埔軍官學校の發展（その一）」（『筑波法政』八、一九八五年）、波多野善大「商團事件の背景——一九二四年における廣州の現實」（愛知學院大學文學部紀

要』四、一九七四年）ほか、『廣州商團事件——時代背景及起因之研究』（『中正嶺學術研究集刊』一四、一九九五年五月）等王肇宏氏の一連の研究がある。また、この時期の廣州を扱った北村稔『第一次國共合作の研究』（岩波書店、一九九八年）、栃木利夫・坂野良吉『中國國民革命』（法政大學出版、一九九八年）、深町英夫『近代中國における政黨・社會・國家』（中央大學出版部、一九九九年）、横山宏章『孫中山の革命と政治指導』（研文出版、一九八七年）にも事件の背景に關する詳細な記述と分析がある。

(6) 『廣州市檔案館指南』（中國檔案出版社、一九九七年、一三五—一三六頁）によれば、一九二四年以降のものを中心に計七九七卷所藏、とあるが、二〇年代に關しては印刷公刊された史料の斷片が多く、商會内部の會議錄などの第一次檔案類は三〇年代市商會以降のものに限られる。

(7) 以下の敘述は『六十年廣州社會稗史』（『廣東七十二行商報二十五周年紀念號』一九三二年、三五—六四頁）、楊萬秀・鍾卓安主編『廣州簡史』（廣東人民出版社、一九九六年、三三七—三五二頁）に據った。

(8) 七十二行の數は、廣東十三行などと同様、固定されたものではなく、同業組織の増加によって、變動がある。東亞同文會編『支那省別全誌（第一卷廣東省）』（一九一七年、九七三—九八二頁）によると、一九一〇年代中頃では九〇餘行の存在が確認される。

(9) 『番禺縣續志』（一九三二年、卷十二、實業志）三三頁。ただし、當時でさえ、總數は七十二行を下らず、無力のもの

のは數に入れていないという。

(10) 粵商自治會の活動については張玉法『清季的立憲團體』（中央研究院近代史研究所專刊二八、一九七一年、三七五—三七八頁）に詳細な記述と分析がある。

(11) 九善堂とは愛育、廣濟、廣仁、惠行、明善、述善、潤身、方便、崇正の九堂（醫院）を指す。廣州の善堂に關しては、松田吉郎『清代後期廣東廣州府の倉庫と善堂』（『東洋學報』六九（一・二）、一九八八年）が詳しい。

(12) 前人『廣州市商運沿革提要』（梁閻秋編『廣東商運沿革史』一九三四年。廣東省立圖書館孫中山文獻館所藏。編者梁閻秋は一九二二年に孫文指導の下で成立した廣東全省商會聯合會（本文圖參照）の代表。梁自身の主張を記した「上全國商會代表大會意見書」などがある。）五一—六頁。

(13) 廣東を含む國內の狀況については張存武『光緒卅一年中美工約風潮』（臺灣商務印書館、一九六五年）を參照されたい。海外華僑社會での反應については黃賢強『海外華人的抗爭——對美抵制運動史實與史料』（新加坡亞洲研究學會、二〇〇一年）が詳しい。

(14) 李恩涵『中美收回粵漢鐵路權交涉——晚清收回鐵路利權運動的研究之一』（『中央研究院近代史研究所集刊』一、一九六九年八月）に詳しい。

(15) 『羊城雜誌』『申報』一九〇五年一月三日。

(16) 『代廣州商務總會擬定創辦章程二十四條』（夏東元編『鄭觀應集』下、上海人民出版社、一九八八年、五九三—五九六頁）。のち、章程十六條（同五九九—六〇二頁）が

新たに定められた。

- (17) 左宗蕃等が粵督岑春煊を通じ商部に申請（『南海縣誌』第六、建置）。各商號が準備金を負擔し、一股洋銀一〇元、計二〇〇〇股を集めた。これらの資金は五つの善堂を通じて七十二行から収集して設立された（前掲『鄭觀應集』下、五九九頁）。

- (18) 前掲「廣州市商運沿革提要」六頁。

- (19) 鹽出浩和は「市民的自治」という言葉を使い、この時期の在地商人達と政府との關係を描いている（前掲「廣東商團事件——第三次廣州政權と市民的自治の分裂」ほか、「第二次廣州政府期の廣州市政——特に一九二二年の改革について」「アジア發展研究」第一號、一九九二年、「廣東省における自治要求運動と縣長民選——一九二〇—一九二一年」「アジア研究」三八（三）、一九九二年、「第二次廣州政府期（一九二〇—一九二二年）の廣東省議會と廣東省憲法」「アジア發展研究」第二號、一九九四年）。

- (20) 「關於商會改組之糾紛案」『中央政治會議廣州分會月報』一三期（一九二八年二月）一二九—一三四頁、前掲「廣州市商運沿革提要」六頁。

- (21) 一九二四年、當局は再度、鋪底（店舗價值）の二割にあたる店舗税の徴收と、道路兩側商店の鋪底權の消滅を定めようとした。

- (22) 「廣州市市商會沿革及工作概況」（廣州總市兩商會合編『廣東商業年鑑』一九三一年）二—四頁。商團事件の詳細については香港華字日報編『廣東扣械潮』（一九二四年冬）

（存萃學社編集「一九二四年廣州商團事件」中國近代史資料分類彙編之七、崇文書店、一九七四年、所收）がある。

- (23) 國民黨は初め、祕書處のほか、組織、宣傳、調査、軍事、工人、農民、青年、婦女の八部を置き、のち實業部（商民部と改稱、伍朝樞部長）と海外部を増設し、一〇部體制を取った。この時期の工人、農民、青年、婦女、商民部の原史料を集めたものが中國國民黨黨史史料編纂委員會の五部檔案である。

- (24) 「中國國民黨黨立商民運動講習所章程」中央黨史史料編纂委員會庫藏史料『五部檔案』商民部二〇三七。全七條からなる章程によると、修學期間三個月、定員は四〇名であった。

- (25) 黃詔年編『中國國民黨商民運動經過』（原本一九二七年發行、近代中國資料叢刊三編第六〇輯五九一、文海出版社。一九二七年七月長江流域商民代表大會席上での報告冊子で、武漢國民黨中央商民部所屬の三民公司から一九二八年に再版されたものの復刻）二二—一三頁。

- (26) 『中國國民黨第一・二次全國代表大會會議史料』（中國第二歷史檔案館編、江蘇古籍出版社、一九八六年）（上）三八八—三九三頁。

- (27) 「中央商民部致廣東商民協會函（一九二六年三月二五日、開列本部直接派員組織之各地商民協會會員人數）」『五部檔案』商民部〇八五四。内譯は廣州市三九九人、廣州市南郊八六六人、中山縣四、一九一人、中山縣小杭一六三人、寶安縣深圳六六六人、番禺新洲一〇三人。

- (28) 前掲「廣州市商運沿革提要」七頁。
- (29) 上海及び武漢の商民協會運動の詳細は金子肇氏の研究「商民協會と中國國民黨（一九二七—一九三〇）」（『歴史學研究』五九八號、一九八九年）、「武漢における商民運動と國共合作——商民運動の動向を中心に」（『下關市立大學論集』第三四卷第一號、一九九〇年）、ほか張亦工「商民協會初探」（『歷史研究』一九九二年三期）がある。
- (30) 前掲黃詔年『中國國民黨商民運動經過』三三—三五頁。但し、これは一九二七年七月までの數字。
- (31) 前掲「廣州市商運沿革提要」七頁。
- (32) 「中國國民黨第二次全國代表大會商民運動決議案」。全文は前掲黃詔年『中國國民黨商民運動經過』（二七—五二頁）にも掲載されている。
- (33) 同右、一〇頁。
- (34) 「中央商民部致海外部函（一九二六年八月三日、調査海外華僑商會地址）」『五部檔案』商民部二二五九。
- (35) 「廣東全省商民協會籌備處上中執會函（一九二六年四月三日）」『五部檔案』商民部二二六九。
- (36) 五〇〇元を請求したが、實際三〇〇元の支援が得られた（關於捐助廣東全省商民協會籌備處經費」第二歷史檔案館「廣州國民政府檔案」一九—〇六九）。四月一日に請求した時点で、既に四〇餘の商民協會と數萬人を下らない會員の存在が報告されている。
- (37) 『廣州民國日報』一九二六年五月二日—二六日に關連記事が連載。
- (38) 前掲黃詔年『中國國民黨商民運動經過』一八頁。
- (39) 「全省商民協會代表祭黃花崗」、「中央商民部省商民部宴全省商民協會代表」『廣州民國日報』一九二六年五月二四日。
- (40) 前掲黃詔年『中國國民黨商民運動經過』二〇頁。
- (41) 劉帆聲「短劍」『廣東商民』第一期（廣東省黨部商民部機關誌、廣東省檔案館所藏。『廣州民國日報』一九二七年一月十一日の新聞に現物とは若干異なる目録の廣告が掲載されているので、一九二七年初め頃の出版と推定される）四頁。
- (42) 商民部部長宋子文が順德縣執行委員會商民部にあてた「函復順德縣黨部商民部報告該縣商民運動情形（一九二六年五月四日）」（希注意不良份子參加組織商民協會、並隨時報告運動情形」『五部檔案』商民部〇二八八）では、「工賊」薛臻が商民協會の組織化を請け負ってよからぬ結果を招いているので、注意するようにという指示がなされている。
- (43) 「中央商民部致廣東商民協會函——請制止順德商民協會籌備大良市商民協會（六月一日）」『五部檔案』商民部〇八七一、「廣東商民協會呈中央商民部「部長宋子文」函——呈復順德縣商民協會前奉本命令停止職權、今後如何辦理、請為核示（一〇月二八日）」同商民部〇八九七。
- (44) 「順德商民協會水藤分會呈中央商民部函——請解散陳國強等組織之偽水藤分會、並懲辦禍首（十一月一日）」同右商民部〇九〇四。

- (45) 「中央商民部致廣東商民協會函——請解散陸豐縣商民協會碣石分會（一九二六年八月二八日）」同右商民部〇八八九。

- (46) 「本部工作」『廣東商民』第一期、二二—二五頁。

- (47) 「各地商民運動情況——各地商民協會工作報告——」

『廣東商民』第一期、二五—二六頁。

- (48) 會長余仁舟、指導員は共產黨員の吳漢。中山市地方志編纂委員會『中山市史』上（廣東人民出版社、一九九七年）

三〇六頁。

- (49) 「江門市工商聯簡史」（江門市政協文史資料研究委員會編『江門文史』一九輯、一九九〇年二月）四—五頁。

- (50) 福建省龍溪縣石碼鎮商會の場合、國民黨軍が福建入りした直後舊商會は自然解體し、二七年に商民協會を組織したが、二年後に商民協會は整理解散され、一九三〇年二月、商會名稱を回復するための準備委員會が設立された（『石碼鎮商會概況』一九四八年一月、二頁）。

- (51) 以上の呈文は「廣東及南洋各地商會及商民協會成立及改選（一九二五年九月—一九二六年一月）」ファイル（第二歷史檔案館『廣州國民政府檔案』一九—一三九所收）に據る。曲江縣商會正副會長劉瑞庭、劉鴻勳による呈文は、工會が各機關に對して公函を使用している現状を指摘し、同じく國民政府に所屬する商會にその權利が等しく與えられないのはおかしい、という理由をあげる。

- (52) 「呈請令飭廣東省政府於該會出席委員人數未得到平等之先勿豫改除雜捐研究會備案」（九月一日、廣州市商民協

會正會長蔣壽石の國民政府への呈文、前掲『廣州國民政府檔案』一九—一三九所收）

- (53) この間のいきさつについては金子肇「上海資本家階級と國民黨政治（一九二七—二九）——馮少山追放の政治史的意義——」『史學研究』一七六號（一九八七年）に詳しい。

- (54) 天津市檔案館、天津社會科學院歷史研究所、天津市工商業聯合會『天津商會檔案匯編』上（一九二八—一九三七）（天津人民出版社、一九九六年）五四—五二八頁。

- (55) 五五縣九〇餘の商會、一七〇餘人が參加した（劉維文「對於全省商會代表大會閉幕後之感想」、『商業特刊』廣東全省商會代表大會大事記、一九二八年九月、一四頁）。

- (56) 前掲梁閔秋「上全國商會代表大會意見書」一四—一五頁。

- (57) 「關於商會改組之紛糾案」『中央政治會議廣州分會月報』三期（一九二八年二月三十一日）一二九—一三四頁。

- (58) 「各省市商民協會及黨部要求取消商會及統一商民組織函電匯編」（前掲『天津商會檔案匯編』上、四六一—四七一頁、「維護商會生存權」（同四七二—四七五頁）。當時國內二〇〇〇商會に海外二〇〇商會が存在していた、と自稱している。

- (59) 同右、五一—五一四頁。整理委員會主席は寧波幫の虞洽卿。この間の事情については拙著『虞洽卿について』（京都大學人文科學研究所共同研究報告『五四運動の研究』第二函第五分冊、同朋舍、一九八三年）七七—七九頁に詳しい。

- (60) 「工商部爲嚴密協緝馮少山等給津商會訓令」前掲『天津

商會檔案滙編、上』五四二頁。

- (61) 上海における商人團體の再編については小濱正子「黨——國家の下での上海——都市社會の再編」(『近代上海の公共性と國家』研文出版、二〇〇〇年)が詳しい。總商會、各馬路毎の中小商人による平民商會(各馬路商界聯合會)、そして國民黨の工作によって組織された商民協會という三つの流れが存在した點は、廣州と上海の兩者に共通する現象である。

- (62) 總商會は鄧殿邦、何戊南、趙靜山、李卓如、江國琛を選出。市商會は譚棟池、李紹舒、沈志澄を選出。商民協會は劉陰孫、趙燮辰、區瑞南を選出した(『十九年廣東商業大事記』前掲『廣東商業年鑑』四一五頁)。

- (63) 「廣東廣州總商會沿革及工作概況」(廣州總市兩商會合編・廣州市商會發行『商業年鑑』一九三一年)。

- (64) 何輯屏「前言」『廣州市商會週年特刊』(一九四七年九月)一頁。

- (65) 「商會法(民國十八年八月十五日國民政府公布)」『東方雜誌』第二六卷第一五號、一一八一—一二〇頁。

- (66) 「廣州市戶數及人口總數」、「廣州市各區男女商人人數統計」(『廣州年鑑』第四人口、四、一九三五年二月)一二頁。

- (67) 「廣東全省商民協會籌備處上中執會函——請准指撥西瓜園舊商團總所地址、爲省商民協會址」(一九二六年四月三日)、『五部檔案』商民部二二六九。

- (68) 「本會財務收支表(一九三三—六月)」(『廣州市商會收支

報告附屬表』ファイル、廣州市檔案館二六—一五三八)。

- (69) 一九三二年一月三〇日、上海事變の勃發に即應し、市商會傘下の各同業公會を召集して外交緊急會議を開催。三日、十九路軍に對し二〇萬元を緊急送金する。三日後、婦女救國會とともに救國籌款委員會を組織する(『二十一年廣州商業大事網鑑』『廣州商業年鑑』(民國廿一年)『廣州市商會、一九三三年六月、二頁)。

- (70) 前掲「廣東廣州總商會沿革及工作概況」一一二頁。

- (71) 「組織提倡國貨委員會」(前掲『廣州年鑑』第十經濟)五四—五六頁。初めは市商會五名、市政府各局から計五名、婦女提倡國貨會一名の十一名で組織。三三年七月の改組ののち、社會局二名、市商會二名、婦女提倡國貨會一名に公安局と市黨部各一名の七名によって組織される。

- (72) 前掲「二十一年廣州商業大事網鑑」二頁。

- (73) 前掲「廣東廣州總商會沿革及工作概況」一頁、廣東省商業廳『廣東商業誌(上)』一九九二年、五五頁。

- (74) 「廣東巡按使公署咨陳第三百二十四號」廣東巡按使公署『廣東公報』八八七號、一九一五年六月二八日。

- (75) 「本會會務」『商業特刊』(廣東全省商會代表大會大事記、一九二八年)。

- (76) 「關於各機關團體請會介紹」ファイル所收(廣州市檔案館二六—一四六八)。一九三八年七月七日から八月初旬にかけての鳥修威中華總商會、廣州市商會、煤炭公會間の往復書函。

- (77) 同右ファイル所收、一九三八年九月一八日と二四日の、

新生路月刊社から廣州市商會宛の書函と廣州市商會から南洋各地の華僑商社宛の書函。

- (78) 「廣東全省各縣市鎮商會調查登記表」『市商會周年特刊』(市商會、一九四七年)附錄九頁。

- (79) 「廈門商務總會ニ關シ取調報告ノ件」明治四十二年二月一日、外務省外交資料館所藏『各國商業會議所關係雜件(支那ノ部)』(ファイル三一・二五—四)。

- (80) 汕頭市民建會、工商聯工商史料工作委員會編纂『汕頭市工商業聯合會志』一九八九年一頁。

- (81) 「本會二十週年紀念會盛況」『香港華商總會月刊』第一卷第一期、一九三四年四月一日。

- (82) 「國貨展覽廣東分會成立之進行——推定委員十九人、設立兩股五組、派出東西南北四江勸導員、勸導出品依限運展展覽」『廣州民國日報』一九二八年九月二十五日。

- (83) 「香港華商總會公函(民國三十二年二月八日)」『香港華商總會月刊』第一卷第一期(一九三四年四月)「本會會務紀要」七六頁。

- (84) 前掲『廣東商運沿革史』七頁。

- (85) 廣州市商會第一屆執行委員兼常務委員。報關同業公會代表。天安經理。

- (86) 李卓如「商民運動與國際貿易」『商業特刊』(廣東全省商

會代表大會大事記、一九二八年)九—一〇頁。

- (87) 「廣東建設」第四卷第七—八期(一九二九年九月一日)二三—三〇頁。鄧彥華(三水人)は當時廣東省政府委員兼建設廳廳長(『廣東近現代人物詞典』廣東科技出版社、四一頁)。

- (88) 林翼中講「怎樣去做革命的商民」(市商民協會第三屆執監委員就職演講)(『黨聲旬刊』第一四期、廣州特別市黨部執行委員會編印、一九二八年一〇月二一日)二三—二五頁。林翼中(合浦人)は當時廣東省政府委員兼民生廳廳長、市黨部指導委員會常務委員、黨部執行委員兼宣傳部部長(前掲『廣東近現代人物詞典』三三〇頁)。

- (89) 一九三〇年七月公布の新商會法施行細則第四一條は、從來海外にある中華總商會を華商商會と改稱することを規定したが、必ずしも全ての中華總商會がこの規定に従ったわけではない。

- (90) 一九三三年九月、前身の僑港國貨廠商聯合會が発足。翌年九月に改名して正式成立。香港製工業製品の中國國內向け販賣に協力する組織(『香港中華廠商聯合會史略』新厦開幕慶典特刊、一九六四年、二二頁)。

- (91) 「會史」『香港中華總商會九十週年特刊』一九九五年、四六—五一頁。

came a serious political and social issue after the Wanli era. In this sense, it can be said that the activities of the shanren were a special phenomenon of the Wanli era. Heretofore, most evaluations of the shanren have been negative, but, in order to grasp the society and the politics of the age, it is necessary to analyze the activities of the shanren objectively. To this end, it is indispensable that the historical materials left by the shanren themselves be examined, and such is the object of a forthcoming study by this author.

ON THE REORGANIZATION OF COMMERCIAL ASSOCIATIONS OF GUANGDONG: FOCUSING ON THE GUANGZHOU MUNICIPAL CHAMBER OF COMMERCE

CHEN Laixing

The primary goals of this study are to trace the creation and development of the commercial associations of Guangzhou 廣州 and clarify their relationship to the Guomindang and the Nationalist government. The Guangzhou General Chamber of Commerce 廣州總商會 (1905), an outgrowth of the Seventy-two Guilds 七十二行, the Guangzhou City Chamber of Commerce 廣州市市商會 (1924), composed of small and medium-sized business, and the Guomindang associated Guangzhou Merchants Association 廣州市商民協會 (1925), the first to be established on a nationwide basis, were dissolved after having existed together for five years, and merged into the Guangzhou Municipal Chamber of Commerce 廣州市商會 (1931). The merger had been made possible by the promulgation of the new Chamber of Commerce Law 商會法 in August 1929. The law reflected the principle of “ruling the nation through the party” 以黨治國, eliminating anti-revolutionary merchants, and closing off the path for merchants to participate in merchant associations as individuals. Analyzing the composition of the Guangzhou Municipal Chamber of Commerce and the reports of its revenues, one recognizes the continuity with the General Chamber of Commerce in its final stage and grasps the strengthening of the representation by units of the Trade Associations 同業公會. Thus, relations with the government and various social groups grew closer becoming indivisible. Simultaneously, with the deliberate creation of the new image of merchants as “revolutionary” or “progressive,” the concrete policy of the party and nation to promote the production and sale of domestic products was promoted and disseminated through the Municipal Chamber of Commerce.

A secondary goal of this study is to portray the regional flavor of the merchant associations of southeastern China, including Hong Kong and Macau by focusing on the Guangzhou Municipal Chamber of Commerce. The Amoy General Chamber of Commerce 廈門總商會 and the Swatou General Chamber of Commerce 汕頭總商會 were outgrowths of the Baoshangju 保商局, which administered the entry and exit of immigrants and migrants. In addition, many general chambers of commerce at home and abroad exercised the functions of issuing personal identification papers and passports. Furthermore, the general chambers of commerce played a role as nexus in the vital network involved in the sending remittances and donations. The Guomindang had attempted to mobilize the merchants in the name of the revolution in the late 1920s, but the essence of the merchant movement only became apparent in the activities of the chambers of commerce in the 1930s with the dawning of realization of near-fatal crisis facing the nation. The Guangzhou Municipal Chamber of Commerce earnestly accepted the various calls issued by the Overseas Chinese General Chamber of Commerce 中華總商會 to rescue the nation.